

## 最近の学内情勢

— 大学立法にたいする抗議を中心にして —

を表明せざるをえない。  
われわれは、大学の紛争はあくまでも大学みずからの手で解決すべきものと考えており、早急な権力介入はいたずらに紛争をこじらせるのみならず、ひいては学問の自由、大学の自治、学生の民主的活動を脅すにいたることを憂える。  
われわれは、さらに、私学の独自性を侵す恐れのある大学立法に対して抗議する。

昭和四十四年五月二十一日

同志社大学学長代行 遠藤汪吉

このたび成立した「大学運営に関する臨時措置法」は、政府原案が発表されるや、全国各大学にさまざまの反響をまきおこしたが、同志社大学においても、五月二十二日、学長代行による反対声明を皮切りに、反対の動きが活発になり、各学部教授会、女子大学有志のグループ、あるいは総長、理事長が反対の意志を表明した。これまでに発表された反対声明は次のとおりである。

昭和四十四年四月三十日付中央教育審議会の答申にもとづき政府が立法を予定している大学紛争処理法案に対する声明文を別紙により、関係当局へ送付いたしたく存じますので、ご賛同の向きはご署名・ご捺印をお願いいたします。

なお、同法案の国会上程の期日も急迫いたしておりますので至急ご回覧のうえ小職宛ご回報下さいますようお願いいたします。

声 明

昭和四十四年五月二十一日  
大学教職員各位

大学長代行 遠藤汪吉

われわれは、今回の中央教育審議会の答申にもとづき、政府が国会への上程を計画している大学紛争処理法案について、反対の意志

神学部教授会は「大学の運営に関する臨時措置法案」に反対し、教職員ストライキを全学に提起する。

われわれは学生諸君によって提起された問題の前に立ち、過去数カ月にわたって共同討議を重ねてきたが、その過程をふまえ、現在の時点でつぎのような態度表明を行なう。

この春寮闘争以後明らかにされてきたごとく、教授会は大学自治に関する認識において根本的な誤りをおかし、教育の名のもとに管

理性的発想をもって学生諸君に対応してきた。このようにしてわれわれは、六〇年代神学部のみを空洞化し、人間を戦争と抑圧に向かつて誘なう力に対する動態的分析を欠落し、結果においてその力に加担することになった。われわれは今、このような反省に立ち、全人的学問主体への変革の可能性を探究しつつある。

しかしながら、現在国会に上程されている大学立法は治安の立場から大学を安保体制への管理の対象とし、学問主体の圧殺を結果するものである。これにたいして、われわれは強く反対する。その具体的行動の一つとして教職員ストライキを提起する。

一九六九年六月十日

神学部教授会

## 声 明 文

さきに中央教育審議会が答申した「当面する大学教育に対応するための方策」に基づき、今回、政府が国会に提出した「大学の運営に関する臨時措置法案」に対し、われわれは次の理由により反対の意を表明する。

右の答申、法案は、ともに目下の大学問題の真因をみず、いたずらに国家権力による大学管理の強化をのみ志向したものであり、文部大臣や学長権限の集中・強化は、大学自治を破壊し、大学の国家統制を企図するものにほかならない。さらに第三者の介入を規定した臨時大学審議会の設置や休校・休職・休学等を強制する本法案は、その細目の実施にについては政令や省令に委託され、結果的に学問の自由は言うにおよばず、広く集会・結社・言論の自由侵害の道を開くおそれがある。また、本法案は国立大学のみならず、公立・私立大学についても準用されるべきことを第十二条に明記し、私立大学の自由な運営をも規制せんとしている。本来主として財政面その他政府のなすべき私立大学に対する正当な援助を怠りながら、その統制のみ強化せんとするがごときは、特に私立大学の立場から強く反対すべき点である。

今日のいわゆる「大学問題」にとつて、本法案は有害であるのみならず、正当な大学の運営・改革をすら阻害するものと言わざるを得ない。従つて、われわれはさきの中教審の答申を含め、この法案に対し、ここに強い

反対の意を表明する。

昭和四十四年五月三十日

同志社大学経済学部教授会

## 決 議

われわれは、四月三十日に発表された中教審答申について反対の意志を表明する。

すなわち、この答申は大学の担う使命や本質を無視するのみならず、本来大学みずから手で行なうべき大学改革の途をとざし、憲法の保障する学問の自由、教育の自由を侵害するものと考ええる。

つぎに、われわれは今回、国会に提出された「大学の運営に関する臨時措置法案」について反対の意志を表明する。すなわち、この法案は、大学問題を治安対策の側面から捉え大学の責任において自主的に解決すべき問題を権力的に処理しようとはかるものであり、学問の自由、大学の自治を権力的に破壊するものと考ええる。

右、決議する。

昭和四十四年五月二十八日

同志社大学法学部教授会

抗 議 書

昭和四十四年五月三十日

文部大臣 坂田道太殿

同志社大学文学部教授会

文学部教授会は、五月二十一日付学長代行の大学紛争処理法案に対する反対声明を積極的に支持した。さらにその後の事態の緊急性にかんがみ「大学の運営に関する臨時措置法」に重大な関心をもつものである。

大学が本来その自主性をもって解決に当たべき問題を立法措置によって処理しようとすることは多大の疑問をもつものである。われわれはそれが問題の解決をかえって困難にさせ、むしろ大学の新しい創造に障害となることをおそれる。その上このような法案の立法化が大学の自治を永続的におよびやかす道を開くものであることを危惧する。

加うるに私立大学に準用されることは、私立大学のもつ立学の精神に反するものである。

以上の観点に立って、われわれは本法案の立法化に強く反対するものである。

一九六九年六月五日

文部大臣 坂田道太殿

同志社総長 住谷 悦治

同志社理事長 秦 孝治郎

抗 議 文

このたび政府は大学の運営に関する臨時措置法案の国会上册を決定した。大学の教育・研究、管理・運営については教育基本法、私立学校法等現行の教育関係法令で十分対処が可能であると確信する。

しかるにことさらこのたびの所謂大学立法の策定は、大学への国家権力介入を予想したものと考へざるを得ない。現在の大学紛争といえども、国家権力の介入によって根本的解決をみるものではない。国家権力の介入はかえって学内紛争をこじらせ、学問の自由、大学の自治、学生の民主的自治活動をおよびやすとともに特に私学の独自性、自主性のみならずよき伝統を破壊する恐れがある。

よってわが学園はここに大学臨時措置法案に反対の意思を表明し、即刻撤回されるよう強く要求するものである。

声 明

学問は人文・社会・自然について法則的な認識であり、それは究極的には社会の発展と人類の幸福に寄与すべきものである。そのためには学問的な認識活動が自由であることが要請される。

大学の自治はまさにこのような学問認識の自由を保障するものでなければならぬ。

事実大学の自治は権力の弾圧に抗して培われてきた慣行である。

同志社大学も、その創立過程において、あるいは第二次大戦下においてさまざまな圧力に抗して学問の灯を守ってきた。

破防法に対しては憲法を守る立場から大学の自治を確保するために全国にさきがけて反対の行動をとってきたし、六〇年安保についても教授団として抗議してきた。しかしながら、一九七〇年に向かって、安保沖繩の問題が全国民の課題として提起されてくるなかで政府は中央教育審議会の答申を受け、大学臨時措置法案を上册しようとしている。われわれは中教審答申案および臨時措置法案について討議した結果、次の点において強く反対の

意志を表明する。

第1 答申案は今日の大学に生起している諸問題の原因のなかに従来の文教政策が大きな過失を犯していることを反省していないし、またとくに私学に対する文教政策は全く貧困であることを考えていない。

第2 「開かれた大学」という美名のもとに従来の大学が全く閉鎖的であるという印象を与え国家権力その他介入を合理化しようとしている。

第3 学生を単なる施設の利用者としてのみ捉え学生の提起している前向きな批判を拒否しようとしている。

第4 政府が大学の管理者の権限を強化して大学の自治を抑圧し、ひいては学問思想の自由を官僚的に統制しようとしている。

第5 紛争処理のためにと称して一時閉鎖、休校、廃校などの非常大権を文部大臣または私・公立設置者に与えようとしている。

政府はこのような中教審の答申のなから紛争処理に関連する部分を取りあげ「大学臨

時措置法案」を上程し権力の大学への介入を法則化しようとしている。

第1 すなわち臨時措置法は、紛争についての明確な規定をあたえることもなく拡大解釈の余地を残している。

第2 紛争についての報告義務を学長に課しその上で文部大臣に勧告権を与えている。

第3 学長に強大な権限を集中し、その学長に単独で、教育・研究・休止・停止の措置をとりうる権限をあたえている。

第4 前項の処置によっても、紛争收拾が困難な場合には、第3機関をかくれみものとして、文部大臣に教育研究停止権を与えている。

かくのごとき紛争処理を、名目とする大学自治への政府の介入は単に国立大学の問題だけではなく条文にも明らかとなり、その基本的な抑圧政策は私学にも適用されるのである。われわれはこの「措置法」が紛争收拾のための学生の努力を「正常でない行動」と認める可能性を持ち、大学の自主的收拾の努力を困難にし、ひとたび紛争が起ればエスカレートされ文部大臣に教育・研究の停止権を

行使させ政府による大学の直接的統制への道を開くものであると考えざるを得ない。

したがって、われわれは紛争の自主的解決を阻害し、ひいては大学自治を破壊する「大学臨時措置法案」の上程に強く反対の意志を表明する。

一九六九年六月六日

同志社大学商学部教授会

声 明

政府が今国会に提出した「大学の運営に関する臨時措置法案」は、いわゆる「大学紛争処理」のための法案であり、このような立法措置は、かえって大学問題の根本的な解決をさまたげ、大学紛争をこじらせるばかりでなく、大学における教育・研究の自由、大学の自治をおかすおそれがある。

よって本学教授会は、この法案に反対するとともに、政府および自由民主党に対してよく反省を求めらる。

昭和四十四年六月十日

同志社女子大学長 越智文雄

## 声 明

われわれ同志社大学工学部教員は「大学の運営に関する臨時措置法案」の上程に抗議する。

この法案が、本来の意味での民主主義に反し、社会に対する大学の本来の機能を侵害する面をもつことはいうまでもない。

さらに大学の理念に反するものが内在し、学問の本質を追求していく上に著しい制約をもたらすと考えざるを得ないのである。まさにわれわれが真の意味での「大学」の構成者であろうとするならば、現在の社会にある歪に視点を向けざるを得ないことは当然予想され、国民全体を包みこむ政治的課題「人類の将来」をいかにとらえるかという問題を無視することはできなくなるであろう。この立法案出現のもつこうした多面的な意味をわれわれは今後とも討論し、それぞれの立脚点において多様な抗議形態をとりながら新しい大学像を具体化していきたいと願っている。

一九六九年六月十四日

工学部教員団

## 大学立法反対声明

われわれ工学部実習助手一同は今臨時国会に上程された大学運営臨時措置法案に対し強く反対を表明する。

この法案は大学紛争の本質的な問題に対する根本的解決の意図が全く認められず、旧態依然とした大学の封建体制をそのままに、ともかくにも政府の権限を強化し大学のしめつけを行なう大学管理法的色彩を帯び、大学の民主化を阻もうとする意図がうかがわれる。果てには大学の学問の自由および言論、集会の自由を奪うものである。

よってわれわれはこの法案に断固反対することを声明する。

昭和四十四年六月十四日

工学部実習助手会

## 大学立法反対声明

同志社大学人文科学研究キリスト教社会問題研究会は「大学の運営に関する臨時措置法案」は大学における学問の研究の自由を破壊する危険性をもつことを認め同法案に強く反対を声明します。

今日の大学問題の解決のためには学問研究にたずさわる人々の深い反省に基づいて積極的に改革を進めていかねばならぬと思えます。

同法案の意図する管理体制を強化することは学問研究の自由に根本的なさまざまなことになることを深く憂慮し同法案に強く反対します。

昭和四十四年六月十八日

同志社大学人文科学研究  
キリスト教社会問題研究会  
篠田 一人 他三十九名

## 市民の皆様

私たちはなぜ大学立法に

反対するのでしょうか

暴風をまともに受けたかのように、日本の大学はいま根こそぎゆれ動いています。建物はこわれ、机もいすも破壊され、恐怖にひきつた声や罵声が、荒廃したキャンパスにどよめいています。今のところそれほどひどくない幸運な大学も、明日のわが身をおもつて不安におののかないものはありません。やはり大学立法は必要なのでしょうか。

大学にはおよそふさわしくないヘルメット

族やゲバ棒族の横行も、いまでは日常的な風景になりつつあります。既成の権威を一切否定し、力をもって粉砕しようとする一部学生集団を、一体どうして説得し、秩序あるルールを守らせることができるでしょうか。やはり大学立法は必要なのでしょう。

「もちろんだ。大学当局の無力は実験済みではないか。被害者たる大学が暴力学生といっしょになって大学立法反対だなんて、全くアキレタ話ではないか。それだから学生がのさばるのだ」という街の声を私たちもよく知っています。それでもなお大学立法に反対する私どもは、よくよく世間知らずのセンチなのでしょうか。

今日の大学紛争がきわめて深い根をもつことに人々はいよいよ気がつき始めたようです。恥しいことに私たち大学人でさえ、全国の大学がこんな蜂の巣をつついたようなさまになろうとは十二年前まで想像もしていませんでした。ですから大学自体が多くの欠陥をもっていることは感じていましたが、これに抜本的にとりくむ姿勢に欠けていました。この点で私たちはいま深い反省を強いられるのは当然であります。

しかし他方、今日の大学問題が、個々の大学をこえた外部的な条件によって誘発されていることも明らかであります。たとえば戦後の教育体制全般にひそむ問題があります。家庭教育の崩壊や世代間の断層もあります。とりわけ日本や世界における政治・経済・社会全体のあり方、高度の技術と管理機構をそなえた今日の産業文明の体質、そのものに人間性を否定する病果があることも、しばしば指摘されているところであります。多少とも鋭敏な社会的センスをもって青年ならば、ベトナム戦争のかたわら昭和元禄などとふざけて呼ばれる「空前の繁栄」が実は、「欺瞞」や「幻想」や「退廃」と同居している実体を見抜くことは困難でありますまい。

もちろん大人も多くの矛盾に気がついてはいるのです。しかし彼らは見て見ぬふりをしたり「昔はもっとひどかったよ」とか「世の中のことは一挙にはいかんさ」などといって結局自分は何もせず、日常生活の中に埋没している人々が多いのです。公害・物価高・汚職・重税・交通地獄・基地問題・隣国の戦雲など、私たちの生活を脅かしている危機や矛盾は満ち満ちているのに「大人しい」市民は

自分から進んで声をあげようとはせず、あいも変わらず選挙で一票をいれることしか政治への参加はないのだと思ひこんでいます。しかもその委託をうけた議員先生たちのていたくらは皆様よくごぞんじのはずでありましよう。党利党略をはなれたさわやかな感じの国会を私たちが忘れてからすですに久しいのでありますまいか。

血気にはやる純情な青年たちが、このような状況に反発し、怒りをもって立ちあがろうとすることはむしろ自然であり、怠慢な大人や、形骸化した政党政治や、腐敗した体制への告発という意味をもっております。私たちが一部学生の直情的なあまりにも粗暴な手段には反対であり「目的は手段を正当化する」というような態度には絶対に反対であります。彼らの反抗を自分への問いとして真剣にうけとめ、なにが彼らをしてかくなさめたのかを深く追求する以外に問題の解決はないように思われるのです。安保などは私にとつて無関係というような態度で学生を説得できませんまいか。

したがって大切なことは大学が姿勢を正し、大胆な改革に着手することと共に、政治

や社会の姿をも国民が厳しく批判して正しくゆくことにあります。その事を怠って暴力学生がすべての悪の根源だ、彼らを排除しさえすれば安泰だといわんばかりに、政府の大学管理権を強め、紛争が続く場合は文部大臣の命令によって休校・廃校にしようとする大学法案は、紛争の現象面ばかりをみて、真の問題を隠蔽し、紛争をかえってエスカレートするばかりであります。

政府はこの法案が大学の自主的努力を助けるものと口ではいっていますが、それなら大学人がこぞって反対しているこの法案をなぜ無理矢理に通そうとするのでしょうか。目下紛争を解決しようとは必死に努力している大学人の立場は、この法案提出によっていよいよ苦しいものになっていますが、それでいてなお大学を助けるためだとしらを切る政府は、実はもっと別の意図をかくしているのだと批難されても仕方ありません。

私たちは特定のイデオロギーによって、政府の政策なら一切反対などというつもりはありません。しかし大学の最も大切な精神は批判精神であり、自他に対する厳しい批判を失った大学は、塩気のない塩にひとしく捨てら

れるでありましょう。私たちが国民の幸せ、人類の平和を願えばこそ、国家権力に対する良心的な批判者でありつづけたのです。政府の意のままに管理され、それに沿った研究と教育しかできない大学を私たちは拒否します。このことは大学の本来の使命にてらして明らかであります。市民の皆さま、どうか長い目をもって大学を見守り、一部学生たちの過激さに苦しみつつも、なおあえて政府の手による管理の強化を拒む私たち全大学人に御理解と御支援をいただきたいと存じます。

(同志社大学経済学部大学立法反対実行委員会  
の委嘱により同学部教授小野高治記)

#### 御父兄の皆様

全国的な大学紛争の高まりのなかで、御子弟を大学に送っておられる皆様方は、特にいろいろと御心配を頂いていることと存じます。しかしながら、私どもはこの問題を法律によって規制しようとする考え方には反対であり、皆様のお目にはまどろっこいことかもしれませんがあくまでも誠心誠意教育的見地に立って解決への努力をするべきだと考え、さきに声明文を出しました。ここにいささか

の見解を加え皆様方の御理解を頂きたいと存じます。

先日来、同志社大学でも一部学部たちの手により、建物の封鎖が始まり、授業が出来なくなっています。これが今、全国的に拡がっていますので、政府は「紛争」を抑え、大学を「正常化」という名目で「大学の運営に関する臨時措置法案」を議会に提出しました(五月二十四日)。しかしこの法案は大学紛争の本質を検討することを避け、紛争の現象形態だけを捉えて、大学への国家権力の介入を意図しているように見えます。すなわち、十四カ条の本文と五つの付則から成り立つこの法案は時限立法であり(付則四)ますが大変な内容を持っているのです。

まずこの法案では「大学紛争」を「大学の管理に属する施設の占拠または封鎖、授業放棄、その他の学生による正常でない行為により、大学における教育・研究その他の運営が阻害されている状態」と定義づけています(第二条)。そして「大学紛争」が発生した場合、その学長は紛争を自主的に解決するのではなく、状況を直ちに文部大臣に報告し(第四条)、「紛争の收拾」と「運営の改善」の

ために文部大臣の勸告を尊重し、実行する義務を負います。(第五條)、これ以後紛争大学の学長は完全に文部大臣の直接統制下に入ります。そして学長は教職員「全員の協力と意志の統合」をはかり、施設、設備の保全に適切な措置をとらねばなりません。(第三條)、しかし文部大臣の直接統制下では教職員の自由な意見の開陳は不可能となり、施設の保全を名として機動隊の導入、常駐が起こる心配があります。さらに運営機関等の特例(第六條)によって大学評議会や教授会などの機能を停止し、学長や副学長その他の審議機関に権限を集中しなければなりません。こうして学長に非常大権が付与された様に見えますが、実際は文部大臣との事前協議が必要なので完全な官僚統制となります。それでもなお「紛争の収拾」がつかない場合、文部大臣は臨時大学問題審議会に諮って、休校・閉鎖の措置をとり、一年後には国会に提案して大学を解体してしまいます(第六、七、八條)。文部省に設置される「臨時大学問題審議会」(第十三條)は紛争大学にいろいろ勸告するわけですがその委員は文部大臣が任免するの、第三者機関に見えても、政府や与党が介

入することになります。また、この法案は国立大学を対象とするものですが私学にも準用されます。(第十二條)。

この法案が成立すると戦争中の様に教育や研究の自由が阻まれ、政府の指導に盲従しなければならなくなります。学問・思想の自由教育・研究の発展を保障するためにこの法案に反対しなければならないと存じます。

六月二〇日

経済学部大学立法反対実行委員会

#### アピール

同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会は、さきに会員有志の名をもって「大学の運営に関する臨時措置法案」に対する反対声明を公表しました。当研究会は同志社の教職員の有志をもって構成され、幕末明治以降のキリスト教と社会思想、社会運動についての基本的な文献、資料の収集調査ならびに共同研究を行ない、戦前戦中の日本社会において検討することも自由に行なえなかつたいくつかの諸事実を究明してまいりました。

現在の状況のなかで、われわれの学問、研究の自由とは、いかなるものであるかは、自らに問いかねなければならぬ緊急の問題であると考へ、当研究会は大学立法に関する研究集会を持ち、当該問題について多視角的に研究と討議を行いました。

ここに研究集会で交換された意見の一端をあきらかにし、あわせて私達の当該問題に対する再度の抗議と対応の姿勢を声明いたします。

現在、大学立法に対する抗議の意志表示と行動はきわめて多様なかたちで展開されておりますが、当問題に学問的にアプローチする場合、一応、次の四点、(1)法案内容の検討(2)法案提出の社会的歴史的背景の検討(3)(1)から導出される若干の基本問題(たとえば、大学像、学問の自由と自治、大学教員像、学生参加の問題等)、(4)法案廃棄のための方策などに問題を整理することができるかと思われまふ。法案の内容が、国家権力による大学と学問の研究、教育の統制と管理の強化、教育と研究の停止命令(休廃校措置を含む)という強制権限を伴った文相の勸告権、学長への大学紛争の報告の義務づけ、大学運営の特例

学長と新設機関への権限の集中と新設機関の構成メンバー選出にあたっての文相の任命権確立等―を意図したものであることは周知の事実であり、とくに、その点の危険性は、大学「紛争」の定義のあいまいさや教育研究の

休止と停止（当該事項に関する学部等の自主性は大学自治の核心をなす）を決定するに際しての責任者（学長、文相）への裁量権の大幅の認可、学部等との紛争の解決のためのおっせん等に顕著にあらわれております。このような法案が大学の自治と学問の自由の精神に反するものであることは、多くの大学人の常識であります。政府があえて常識をおかしてまで強行成立を意図する動機や背景に思いをいたすとき、私達はことがらに法案の枠内に限定できない大学と学問の基本問題にかかわる性格をもつことに気づくであります。

たとえば、法案提出の直接の契機となった大学紛争の問題があげられます。つまり、最近の一連の「紛争」を広く現代日本の政治と文化の中において正当に位置づけることの必要性、今日の大学に付与されている多様なイメージの検討、伝統的な大学アカデミズムの

再検討などといった諸問題に関する根底的な検討を通じておこなわれる大学人の手による真の大学と学問の創造的發展を志向する姿勢が現下の急務となつているのであります。

今日の大学問題の本質的意義は、ただ単に既存の大学制度の秩序を回復すればよいというようなことではなくて、大学に所属する全員がいかなる学外の諸勢力の干渉、拘束にもさらたげられることなく、まったく自由に、主体的な創意と英知を結集して、この問題に対応しなければ、とうてい解決の道を開くことはできないという、きわめて深刻な問題だと考えます。このような理解にもとづいて、大学が当面する諸問題の徹底的解明に努力し、大学の本来の使命である教育と研究の真実の自由と自治の道を打開しなければならぬいと確信するものであります。大学立法反対への学内の世論のよりいっそうの喚起を期待いたします。

一九六九年七月七日

同志社大学人文科学研究会  
キリスト教社会問題研究会  
代表者 篠田 一人

#### 四大学抗議声明

現在、私たちは大学問題の解決のために日夜自主的努力をつづけております。それに対して、政府は、大学の紛争解決を援助するという名の下に、

「大学運営に関する臨時措置法案」の成立をはかろうとしておりますが、本法案は、大学の自主的な紛争解決を著しく困難にするばかりでなく、研究、教育への国家統制をもたらします。

私達私立大学の立場からも本法案の撤回を強く要望します。

本法案が学問、思想の自由、大学の自治をおびやかすものとして多くの大学では反対声明があるにもかかわらず、国会で十分審議されることなく強行採決されることは全く暴挙であり、私たちは政府に抗議の意志を表明します。

一九六九年八月二日

同志社総長 住谷 悦治

二

現在、同志社大学では、今出川キャンパスの大部分の校舎・建物が無期限に封鎖され、

大学の授業はほとんどおこなわれていない。ここに現在の状況にいたるまでの経過を「同志社大学広報」を中心に報告したい。

\*

四月二十八日、沖繩デー行動を中心として学友会から提起された一週間バリケードストは、四月二十五日の学生大会において可決され、学内は一部の事務室をのぞいて、全館が二十八日から一週間にわたって封鎖された。本学において、学生ストが一週間にわたっておこなわれたこと、学内のほとんどの建物が完全に封鎖されたことは今回がはじめてであり大学構内は一週間にわたって緊張した状態がつづいた。今回のストをめぐってとくにめだったことは、学友会の方針に反対する学生の動きがみられたことである。

このストに関連して学友会（一部、二部）からつぎの公開質問状が提出され、それぞれ回答がだされた。

### 公開質問状

昭和四十四年四月八日

同志社大学遠藤汪吉学長代行殿

学友会中央委員長

志賀 茂

一九六九年春、樹木が再び生命の躍動を始めるとき、全国の大学は、学園闘争の炎をさらに鮮明にしています。

現在、大学における矛盾は、まさしく日本帝国主義国家による侵略、反革命、抑圧における一環としての大学の再編が進行していく中で拡大深化しています。

この同志社大学においても、学長の椅子が昨年、星名学長の辞任から今西先生、齋藤先生から遠藤先生へとめまぐるしく交代しています。

われわれは、それぞれの学長代行に幾度となく大学の行政方針を明らかにするように要求してきました。しかし、一切回答のなされないままに、学長代行が変わっていくという状態が続いています。

われわれは再び、遠藤学長代行にいかなる大学行政方針をもっておられるかを明らかにしていただきたいと思えます。

具体的には

- 1 学館、寮の管理運営権について
- 2 学長選挙制度について
- 3 七〇年安保闘争への対応について

4 田辺町移転に関して

以上の点に関して多くの学友が不安と疑惑をいだいています。とりわけ、田辺町移転に関してわれわれに一切の通知なく土地整備から建設工事が着々と進行しています。そして四十五年度からは本格的に大学施設の建設に入り五〇年度までに、教養課程の移転が計画されていると聞きます。

その一切をわれわれの前に明らかにしてほしいと思えます。そのために、われわれは四月二十二日に学長代行との大衆会見を心より要求し、ここに正式に申し込みます。

### 回答書

昭和四十四年四月十日

同志社大学学友会中央委員長

志賀 茂殿

同志社大学学長代行

遠藤 汪吉

貴学友会の昭和四十四年四月八日付公開質問状に対し左記の通り回答いたします。

記

現今、教育の大衆社会化の諸情勢は、旧来

の大学の問題点を指摘、その変改を迫っております。学生諸君の提案にもそれら諸問題と合致するものが少くありません。また半面同志社大学には個有の立学の理念があります。

私は学生諸君とともに今後同志社大学独自の将来像の形成のために努力したいと念願するものであります。さしあたり諸君の質問についてお答えします。

#### 1 会館、寮の管理運営権について

会館の管理運営については、昨年六月十五日付で学友会に回答いたしました通り、昭和四十年十一月十九日付の会館管理運営に関する確認書四項目を基本として実現されるべきものと考えます。そのために貴学友会と十分協議したいと考えます。

なお、大学の意見は大学会館規程起草委員会に一任されています。

寮の管理運営については、全寮協議会と協議し、現在入退寮、寮の運営は寮生の自治組織である寮委員会の責任において実施されています。

#### 2 学長選挙制度について

現行の学長選挙規程は暫定的なものであり新学長が選ばれた後、学長選挙規程起草委員

会を設け、検討されることはすでに大学の方針として明らかにした通りであります。大学長は、大学の自治の中心として重要な存在であり、現在の代行状態を一日も早く解消するために、貴学友会が学長選挙に応じられるよう要望します。

#### 3 七〇年安保闘争への対応について

安保問題については、国民の間にも、また本学においても考え方の相違があると存じますが、小生としてはわが国の自主的繁栄を確立する立場から対処すべきであると考えます。

#### 4 田辺町移転に関して

田辺土地は法人同志社の所管となつていますが、大学は大学設置基準を充足するために田辺に四一、七〇〇坪の土地を大学の校地として確保しておりますが、質問状にある如き四十五年度から本格的に大学施設の建設に入り、五〇年度までに教養課程を移転するという計画は全く定めておりません。

同志社大学二部学友会中央執行委員長  
新谷 富男

(評議会と大衆会見要書)

わが同志社大学二部学友会では数年来蓄積されている下記の諸問題を話し合い、大学当局の明確な解答を得たく、四月二十三日午後六時より大衆会見を強く要望致します。

特に本年度よりスライド制廃止を行なわれ(われわれに一切の通知なしで)本来の二部設立の理念にもどるとのこと、すなわち、同志社大学二部の4学部を青年労働者大学にされることだが、ではその内実を具体的にいかんか考えておられるのか、あるいは二部四学部の廃止へと考えておられるのか。

われわれはスライド制廃止の問題を含む(すなわち青年労働者大学の内実)下記の八点の問題に明確な解答を大衆会見によって求めたい。

#### 1 田辺町移転問題

2 学生会館の管理運営権の問題(学生寮を含む)

3 維持費等の名目増加による学費外負担(学費二重取り)について

4 学費が他大学より随分高い点について

#### 公開質問状

昭和四十四年四月十八日

同志社大学

遠藤注吉学長代行  
評議会議長

5 二部の教学体系に関する問題（産学協同路線について）

6 二部専任教職員体制の確立の問題

7 学部事務、図書館、生協の時間延長の問題

8 編入試験制度の抜本的変革について

なお、大衆会見の返答は四月二十一日午前六時迄とします。

### 回 答 書

昭和四十四年四月二十一日

同志社大学二部学友会

中央執行委員長 新谷 富雄殿

同志社大学長代行

遠藤 汪吉

貴学友会の昭和四十四年四月十八日付公開

質問状に対し左記の通り回答いたします。

### 記

本年度からスライド制を廃止しましたことは、必ずしも突如として決定されたものではありません。貴公開質問状にもありますように勤労学生のための二部本来のありかたを具現するための数年来の努力を経て、漸く本年度

から実施することとなりました。しかもこのことにつきましては貴学友会においても数年来主張してこられたことであることを申し添えます。

さらに質問状にあります項目について次にお答えします。

#### 1 田辺移転問題

田辺土地は学校法人同志社の所管であり、大学は大学設置基準を充足するため田辺に四一、七〇〇坪の土地を大学の校地として確保しておりますが、現在のところ大学を移転する計画は全く定めておりません。

2 大学会館の管理運営権の問題（学生寮も含む）

会館の管理運営については、昭和四十年十一月十九日付の会館管理運営に関する確認書四項目を基本として実現されるべきものと考えます。

寮の管理運営については、現在入退寮・寮の運営は寮生の自治組織である寮委員会の責任において実施されています。

3 維持費等の名目増加による学費外負担について

質問の主意については十分にとらえ難い点

がありますので、もし必要があれば、再度具体的に内容を示してください。

4 学費が他大学より随分高い点について  
現在、私立諸大学に較べまして決して高額であるとは考えません。

5 二部の教学体系に関する問題（産学協同路線について）

質問の主意については十分にとらえ難い点がありますので、もし必要があれば、再度具体的に内容を示してください。

6 二部専任教職員体制の確立の問題

この問題については、従来も努力してまいりましたが、なお今後も重点的に努力を重ねてまいります。

7 学部事務、図書館、生協の時間延長の問題

学部事務、図書館については、二部学生への配慮の上時間を定めておりますが、なお二部学生諸君の実際上の不便が起らないようそれぞれ部所で配慮したいと考えます。

8 編入試験制度の抜本的変革について

質問の主意については、十分にとらえ難い点がありますので、もし必要があれば、再度具体的に内容を示してください。

以上

評議会と大衆会見要求書

昭和四十四年四月二十六日

同志社大学

遠藤 汪吉

学長代行  
評議員会議長

殿

同志社大学二部学友会

中央執行委員長 新谷 富男

先日、我が二部学友会が提出した8点の具体的な問題に対して、学校当局は文書により全く無内容な解答(らしきもの)を返答として出された。しかし我々は先日の学校当局の回答書では納得できぬ。再度我が二部学友会は下記の諸問題に対し直接大学当局と話し合い、明確な回答を得たく四月三十日午後六時より大衆会見を強く要望致します。

特にスライド制廃止を行なう事により(青年労働者大学) 勤労学生の大学が確立出来ると考えておられるのは我々はただ制度のみ廃止されても、勤労学生大学(青年労働者大学)を確立できるとは考えない。なぜならば勤労学生大学の内容とも言うべきそれに対する具体的な方針が全く不明確である。

(先般各学部長対談に於て、不明確な点をはつきりと確認できた。例、スライド制廃止に対して数年来そのようなムードがあった。また経済学部長との対談に於て、より明確なも

のとなっている。前学部長にお聞き下さい。)

学校当局は全学友の前で、スライド制廃止等と数年来蓄積されて来ている下記の八点の問題に対し、明確な解答をなされたい。

1 田辺町移転問題に関して、そのような事を全く考えていないという学校当局の解答であります。我々独自の調査の結果より、またこれまでの学校当局の解答の直後のだまし打ち的態度の常態化をかんがみて、あまりにもみえすいた欺瞞であると考えます。

2 大学会館の管理運営権の問題(学生寮も含む)

先日の回答では何ら具体的な回答とならず、もっと具体的な回答を得たい。

3 維持費の問題について(学費負担について)

証明書類、学生証発行について等は学費が他大学より随分高い点について

(二部に関して)

例 授業料のみとってみても

同志社大学 五〇、〇〇〇

明治大学 三〇、〇〇〇

中央大学 三〇、〇〇〇

立命大学 三〇、〇〇〇

関西大学 三八、〇〇〇

4 二部の教学体系に対しての問題(産学協同路線について)

現在学校当局が行なっている二部の教学体系を総括して下さい。(問題点がはっきりする。)

5 二部専任教職員制の確立の問題

重点的に努力をするとはどういう事か。具体的にまた本当に二部専任教職員体制の確立を考え、行動されようとしているのか。

6 学部事務、図書館、生協の時間延長の問題を配慮したいと考えます、とは学部事務の時間短縮をするという事ですか?(商学部事務室では半時間短縮を考えられている。)

7 編入試験制度の抜本的変革について

現在行なわれているような学内編入の優先、また学内編入を金で決定するといった事。これらの事は、二部をますます(二年)浪人大学化という悪い質を生み出すのではないか。以上

なお、大衆会見の返答を四月二十八日午後

六時までをお願い致します。

## 回 答 書

昭和四十四年四月二十八日

同志社大学二部学友会

中央執行委員長 新谷 富雄殿

同志社大学長代行

遠藤 汪吉

貴学友会の昭和四十四年四月二十六日付「評議会と大衆会見要求書」に対し左記の通り文書をもって回答いたします。

## 記

### 1 田辺町移転問題

前回の件に関して回答いたしましたごとく現在のところ大学を移転する計画は全くありません。同志社学生新聞によりますと「同志社構想」というものがあり五十年（同志社創立百年）に大学移転が完了するかのごとく書かれています。全くこのような計画は大学として持っていませんのでこのような事実と反する記事が掲載されたことは誠に遺憾にたえません。

### 2 大学会館の管理運営に関する問題

会館の管理運営については前回の回答通りですが、大学は昭和四十年十一月十九日付の会館管理運営に関する確認書四項目にもとづき、早急に会館管理運営の規約を起草する委員会を発足すべきであると考えます。この規約起草委員会の構成は左記の通りです。

大学代表一三名、学生代表（一部・二部）一九名、大学院・教職組代表各一名です。

### 3 維持費の問題について

学生証は再発行に限り徴収しています。また、その他諸証明も現在徴収致しています。が、このことは一応利用者が直接負担すべきものであるとの考えから実施しています。学生証の再発行その他証明の無料発行は現在のところ考えていません。

4 現在同志社大学一部の授業料は六五、〇〇〇円、二部は五〇、〇〇〇円で、これは二部の特殊事情を考えられた額であります。なお、二部は勤労学生のため年額二〇、〇〇〇円の奨学金を給付致しています。勤労学生であれば誰でも給付をうけられる奨学金です。その他同志社大学学資貸与金制度もありますので他校と比べて決して不当に授業料が高額

とは考えられません。

### 4 産学共同路線について

諸君が懸念されているような産学共同路線は同志社大学にはありません。大学は真理を追求する場であって社会を变革していく使命をおわされており、資本主義体制の中に起る諸矛盾を解決して行かねばならない責任も大学は負っているわけです。体制側に利用される教育は決して真の教育とはいえません。常に人類の平和と幸福のための学問研究をすることこそ大学の姿であると考えます。

二部の教学体系について具体的問題を提起して下されば一つ一つの具体的問題について回答致します。諸君が問題点を指摘して下さることにより、大学も反省すべき点は反省し改善すべき点は謙虚な態度で改めたいと思います。

### 5 二部専任教職員体制について

この点に関して貴学友会の意見に対して異議ありませんので今後努力致します。例えば学生部厚生課には本年度より専任教職員を特に配置して二部学生の下宿・アルバイト・奨学金等の厚生援助に努力致しています。

### 6 学部事務、図書館、生協の時間延長につ

いて

この問題に関しては前回の回答通りであり、貴学友会の趣旨にそうよう努力を重ねたいと思います。なお、生協に対しては厚生課を通じ貴学友会の趣旨を伝え善処していただくように致しますが、貴学友会からも直接生協に申し出ていただきたいと存じます。

#### 7 編入試験制度について

現在二部学生の中には一部編入の希望者が多数あることは事実です。二部の一部編入希望学生にとって一部編入に関する問題は重大関心事でありますので、貴学友会がこの問題について考え二部学生の意見を聴取していただきたいと思えます。その結果、学内編入者の優先が不相当であるとの結論に達すれば大学として各学部教授会にこの問題を審議していただきます。

以上

五月六日一週間バリケードスト解除後、平静にかえるかにもえた学内も、神学部自治会の神学館無期限バリケードスト決議、および一部学友会よりの学長代行にたいする大衆意見要求書についての次の公開質問状をきっかけに、ふたたび大きく動きはじめた。

#### 公開質問状

昭和四十四年五月六日

同志社大学遠藤汪吉学長代行殿

学友会中央委員長

志賀 茂

全国で学園闘争が続いている大学が今だに六〇数大学を数え、東大や日大を頂点にした全国全共闘が沖繩闘争の戦列に登場する如く、今や学園闘争は、日本帝国主義者の心臓部を鋭く突く闘いに発展しています。

このような学園「紛争」に対し、四月二十一日付新聞で明らかにされたように文部事務次官通達「大学への警察導入は当局の意向とは関係なく警察の独自判断で行なう」が出され更に日本帝国主義者は大学秩序法として国会に提出し、立法化するという露骨な反動的な支配を、一日一日現実化させようとしています。この事は日本帝国主義がアジア侵略、あるいは「朝鮮危機」等の為に自らの軍隊を持ち、全面的な侵略戦争へ突入せんがために、国内諸制度、諸組織の帝国主義的再編を余儀なくしており、とりわけ、現在では支配の弱い「大学」に対するテコ入れとして、様々な反動的な政策・大学紛争收拾臨時措置

法・大学秩序法などの立法化を急いでおりません。

学内に於る「反体制的」な活動を全面的に禁止するという戦前の治安維持法にも劣らない悪法であると云えます。

このような大学の帝国主義的再編が日々深化していく中で、同志社大学にあっては学長代行の席が転々とし、あらゆる学内矛盾あるいはそれ自体を規定する社会的矛盾に対し、一切の行政方針が明示されず、極めて不安定な状態が続いています。

先だって、我々は学長代行に対し公開質問状を提出しましたが、極めて一般的、かつ無内容な文書回答しか得られませんでした。

また、四月十日付の回答では、田辺町問題に関して、四一、七〇〇坪の土地を購入した事実を明らかにされましたが、単に大学設置基準を充たすためでなく、それより具体的な方針、あるいは同志社の未来像に関してどのような学内行政方針をもっておられるのかに關しても回答して頂きたいと思えます。

具体的には、先日のお答では七〇年安保問題に關して「いろいろの意見の違い云々」とありましたが政府の安保に向けた大学支配と

りわけ、文部事務次官通達、大学秩序法等といった形で、学内に於る政治活動の全面的禁止が目論まれている現在、学長代行の意見では、政府に対する批判はおろか、逆に問題をばやかし、加担するものと受け取れます。従ってより具体的な回答をしていただきたいと考えます。

- 1 田辺町移連問題に関して
  - 1 大学立法・大学秩序法に関して
  - 1 七〇年安保への対応に関して
- 以上三点に関して、多くの学友が不安と疑問をいんでいます。

そのために、五月九日学長代行との大衆会見を心から要求し、ここに正式に申し込みます。

五月九日、明徳館前で約一、五〇〇人の一部学生と学長代行との大衆会見がおこなわれ、主として田辺問題、大学紛争処理法案などが討論され、次の確認書がかわされた。

### 確認書

昭和四十四年五月九日

一部学友会殿

学長代行 遠藤 汪吉

- ① 田辺問題に関して土地購入について私は知らされておりましたが、将来の明確なビジョンは今持ち合わせておりません。
- ② 田辺問題は、また、大学設置基準に基づいて購入されています。  
しかし、私は、この法に関して問題があり、同時に反対でもあります。
- ③ 従って、この土地の処分に関しては、私の口から明らかにすることができず、むしろ、法人同志社との大衆団交が必要だと思えます。
- ④ また、この様な田辺町移転という重要問題を、この日まで知らなかったことを学長代行としての立場から自己批判いたします。

なお二部学友会も一部学生の以上のような動きに呼応して大学評議会との大衆会見書をさらに大学院生協議会もつぎの公開質問状を提出した。

### 評議会と大衆会見要求書

昭和四十四年五月九日

同志社大学 遠藤 汪吉学長代行殿  
評議会議長殿

同志社大学二部学友会  
中央執行委員長 新谷 富男

全国で数十大学が何らかの問題で学園闘争が起きている現在われわれ同志社大学二部においても、昭和二十九年同志社大学夜間の設立以来、日本の高度経済成長により、大学の大衆化が広まるに従いがい、蓄積されてきた多くの問題に関して、また、日本帝国主義が全社会的帝国主義再編を貫徹しつつある現在大学の帝国主義再編が今だまだ弱く、中教審をはじめ、強権的に大学の帝国主義再編を目論んでいる。

このような現在社会状況を考えみて、基本的に夜間大学（青年労働者大学）を同志社大学当局は、単にスライド制の廃止をはじめとして、二部に対し、無方針な形で、同志社大学二部を再編（合理化）されようとしている。

故に、われわれが提出した具体的な八点の問題に関して全く無内容な、不明確な回答しか、出す事が出来ず、われわれ二部学友会の要求に対し（評議会との大衆会見）事なかれ主義的に回答する事により、その場・その時

点をつくらっている。

同志社大学当局の無責任な態度に対し、われわれ二部学友会は強い怒りを覚えます。そして、ここに再度われわれ二部学友会は下記の具体的な問題に対し、責任ある回答を得たく、大衆会見を来る五月十三日(火)午後六時から開かれる事を強く望みます。そしてここに大衆会見(評議会との)要求書を提出致します。

- 1 田辺町移転問題に関して、そのような事を全く考えていないという学校当局の解答であります、われわれ独自の調査の結果より、またこれまでの学校当局の解答の直後のだまし打ち的態度の常態化にかんがみて、あまりにもみえすいた欺瞞であると考えます。
- 2 大学会館の管理運営権の問題(学生寮も含む)先日のお答では何ら、具体的な回答とはなりません、もっと具体的な回答を得たい。
- 3 維持費等の問題について(学費外負担について)証明書類、学生証発行について等々。
- 4 学費が他大学より随分高い点について、

(二部に関して)

例、授業料のみとってみても同志社大学

五〇、〇〇〇

明治大学、中央大学、立命館大学

三〇、〇〇〇

関西大学

三八、〇〇〇

- 5 二部の教学体系に関する問題(産学協同路線について) 現在学校当局が行なっている二部の教学体系を総括して下さい。(問題点が明確になるでしょう)
- 6 二部専任教職員体制の確立の問題、重点的に努力をするとは、いかなる事なのか、具体的に、また、本当に二部専任教職員体制の確立を考え行動されようとしているのか。
- 7 学部事務、図書館、生協の時間延長の問題。「配慮したいと考えます」とは学部事務の時間を短縮するという事ですか?(商学部事務所では半時間短縮を考えられています)。
- 8 編入試験制度の抜本的変革について、現在行なわれているような学内編入者の優先また学内編入を金で決定するという事。これらの事は二部をますます(二年)浪人

大学化するという悪い質を出すのではないかと。 以上

なお、大衆会見の開催(五月十三日(火))の回答を、五月十二日(月)正午までに下さるようお願い申し上げます。

質問状

昭和四十四年五月九日

同志社大学遠藤汪吉学長代行殿

同志社大学院生協議会

(旧名称、同院協)

私たち大学院生は今回多くの疑惑を含みながら決行された「全学ストライキ」「バリケード封鎖」によって、研究室・講義室を奪われ、研究の中断を余儀なくされたことに対し一貫して反対して学問研究の自由、大学の自治、民主主義を守る立場を堅持して来た。

しかるに、大学当局は今回の不当なバリケード封鎖に対し、何らの抗議をおこなわなかったばかりか、さらにそれらを容認するかのとき立場をとってきたことは、まことに遺憾であると言わねばならない。私たち大学院生は、今回の事態についての大学当局の態度

を以下の諸点について明確にすることを要求するものである。

1 現在まで全学におこっている「大学紛争」について

大学当局はどのように考えるか。

2 以前まではストライキの都度必ず出していた「バリケード封鎖」についての抗議声明を何故、今回の「封鎖」においては一度も出さなかったのか。「封鎖学生」と何らかの連絡があったことを疑われてもやむをえない行動である。

3 「学生大会」が有効に成立したことを疑う多数の学生が二十六、二十八、三十日の三日に亘って「封鎖学生」を非難している事実をどのように評価するのか。

4 学内をゲバ棒、ヘルメット姿で横行し、破壊的行為を行なっている一部学生集団をどのように考えるのか。昨年来、全国で闊われてきた大学紛争の全過程は、大学の自治、学問研究の自由、学問民主主義を暴力的に圧殺する不当な全学ストライキ、バリケード封鎖に対し、それらを容認し断固とした闘いを放棄したためにもたらされたものは、大学の荒廢であり、学問研究の自由

の喪失であったことを示しているものである。現在、同志社大学で随所におこりつつある暴力は、明らかにその徴候を示すものであって、私たちは、学内の全民主勢力とともに、断固としてこれらの暴力と闘うものである。

大学当局は先に示した質問に答えるとともに私達大学院生はもちろん、全大学人とともに、大学の民主化を積極的に推進させるために、誠意と責任のある態度を表明することを要求するものである。

なお、上記質問事項について、五月十五日までに、公開ならびに同院協宛に回答することを望む。

四月三〇日 院生集会  
付記、この質問状と同文のものを公開質問状として学内に提出する。

五月十三日 学長代行および評議会メンバーが二部学友会と大衆会見をおこない二部の基本的なあり方を中心に討論するなかで、長期計画委員会解散の理由、および同委員会の資料を六月中旬までに公開することを確認するとともに、大学経理の全面公開に関する確

認書(省略)をかわし、五月二十日再度大衆会見を開催することを確約した。

一方一部学友会は九日の学長代行との確認内容にもとづいて、理事長、総長、学長代行との大衆会見を次の公開質問状をもって要求した。

### 公開質問状

昭和四十四年五月十三日

同志社法人理事長 秦孝 治郎殿

総長 住谷 悦治殿

同志社大学学長代行遠藤 汪吉殿

学友会中央委員長 志賀 茂

全世界で被抑圧者が鉄鎖を打ち砕くべく、血にまみれた闘いを先進国、後進国を問わず同時に展開しています。

日本においては佐藤政府が沖繩返還を通じて自衛隊の海外派兵、朝鮮危機への介入、アジアの「盟主」の野望をいだし、他方でその現実のために、国内の社会再編(大学・企業等)を急いでいます。そして、それに超然と立ち向う学園闘争、反戦闘争へ弾圧を今国会、二〇日を目途に大学立法(大学秩序法)

中教審)として法制化し、より強権的になそうとしています。

その様な問題を抱える中で、われわれは五月九日遠藤学長代行との大衆団交(①田辺町移転問題に関して、②大学立法・大学秩序法③七〇年安保への対応に関して)を行ないました。が、学長代行は大学の最高責任者の位置にありながら、学内行政方針を一切明示されず、ごくありきたりの「私は大学立法・大学秩序法は反動的だから反対です」という見解のみで、佐藤政府が何故反動立法を準備しているのか、またそれに対し如何なる態度で臨まねばならないかを、認識されていません。

佐藤政府の侵略・抑圧の政治力が進行する中で法人同志社は大学立法—大学秩序法・中教審—七〇年安保に如何様に対応されるのか。さらに、田辺町移転問題に関し遠藤学長代行は、「大学設置基準を充たすために四一、七〇〇坪、購入した」と述べましたが、その土地をどの様なビジョンに基づいて利用されるのかを提示されないばかりか、「私は大学設置基準には反対です」、「田辺町移転という重要問題をこの日まで知らなかった事を学長代行としての立場から自己批判します」と全

く、自己矛盾に陥っておられ、かつ悪しき官僚代行主義を暴露したのである。

そして、現実には法人として三十三万坪の土地を購入され女子大においてはテニスコート合宿所が使用されていると聞いていますが、遠藤学長代行の弁「田辺の土地処分に関しては、私の口から明らかにする事が出来ず、むしろ法人同志社との大衆団交が必要だと思いません」が示している様に個別同志社大学のみでは解決がつかないとするならば、法人同志社としては田辺町移転に如何なる構想をもっておられるのか、具体的に回答して頂きたいと思えます。

#### 質問事項

- 1 大学立法・大学秩序法—安保に対してどのような態度をとられるのか。
  - 1 田辺町移転問題に関し、遠藤学長代行は移転反対声明をされましたが、法人同志社はどの様な構想をもっておられるのか。
- 同志社大学の学友は、学内行政方針が明確化されない中で不安・疑問を抱いております。そのため五月二〇日理事長・総長・学長代行との大衆会見を心から要求し、ここに正式に申し込みます。

加えて、質問状に五月十五日正午までに回答して頂きたいと思えます。

五月十五日 四月いらい教度にわたって開かれていた有志学生による学生集会の代表者から次の公開質問状が提出された。

#### 公開質問状

昭和四十四年五月十五日  
同志社大学遠藤汪吉学長代行殿

学生大会議事運営委員会

責任者 徳永 修

われわれは、四月二十五日「学生大会」以後、同志社に於る民主主義の確立と自治への全員参加を獲得する運動を進めてきた。この運動は不当な「学生大会」を批判し、全学生の参加する自主的な学生大会を目指すものである。その自主的な学生大会は確かに三回にわたって流会したが、集会の形で今後の運動を保障していく母体として着実に前進していることを確認できる。

さて五月九日学生大会は去る四月三十日の学生集会で決定されたものであり、われわれ

はそれを実行するため、全力を注いだ。しかしそれに対する学友会、全学闘および大学当局の態度に極めて不審な点があることを指摘せざるを得ない。学友会がわれわれの運動を恐れていることは「もっとも」であろうが、当局もそうであることは信じ難い。従って、以下われわれの疑惑に回答されることを当局に強く要請する。

1 五月九日に行なわれた全学闘団交への当局の参加はいかなる機関でもって行なわれたのか！

1 五月九日に広範な学生による全学学生大会が開かれることは当局もご承知の筈であったと思われるが、どのような意図をもつて同じ日時に行なわれる団交に応じられたのか！

1 四月下旬の学友会公開質問状に対して当局は文書で回答された。そして常に正式な機関でなければ話し合いに応じられない旨を明らかにして、われわれを無視し続けた。それにもかかわらず、今回の全学闘なる「集団」との団交に応じられたのか。

1 現在、神学闘なる集団によって、何らの

公式機関の決定を経ることなく、神学館無期限封鎖が行なわれているが、神学館は他学部でも使用している場所であり当局はいかに考え、いかに対処されるか！

1 われわれは、九日の集会で六項目を決議した。そのうちの「四・二十五学生大会」「封鎖」の無効、および「武装の解除」について、当局はどのように考えておられるのか。そして再びあのような不当な方法で封鎖および武装という事態が起った場合、当局はどのように対処しようと思っておられるのか！

以上の質問について、当局は早急に回答されんことをここに強く要請します。

五月二十日 学長代行および大学評議会メンバーと二部学生との大衆会見が予定されていたが、都合により会見が延期されたため、これに抗議して二部学生集会が開かれた。

五月二十一日 文・法・経・商・工の各学部長と各学部自治会との大衆会見がそれぞれ今出川キャンパス内の広場で開かれ、主に、大学紛争処理法案および田辺問題について討論がおこなわれた。

五月二十二日 理事長、学長代行と一部学生との大衆会見が開かれ、産学協同路線反対、大学紛争処理法案反対、田辺町移転反対についての確認書(後掲)がかわされ、さらに六月四日理事会と学友会全学闘争委員会の大衆会見を開くことが確認された。

この集会に呼応して、二部学友会も集会を開き、二十日の学長代行、評議会メンバーとの大衆会見延期に抗議するとともに、有終館の無期限封鎖を決定し、有終館を封鎖した。

#### 学長代行確認書

昭和四十四年五月二十二日

同志社大学学友会、全学闘争委員会殿

同志社大学学長代行

遠藤 汪吉

(1) 同志社大学は、法人同志社と近鉄との間で遂行されている産学協同路線に反対し、評議会で決定し、その旨を法人同志社に申し入れます。

(2) 大学立法、秩序法に反対し、法人同志社に申し入れます。

(3) 同志社大学は田辺町移転に反対する旨を法人同志社に申し入れます。

五月二十三日 五月十五日付の有志学生集  
会代表者からの質問状に対し、次の学長代行  
の回答書を手わたした。

### 回 答 書

徳永 修殿  
昭和四十四年五月二十三日

同志社大学学長代行

遠藤 汪吉

昭和四十四年五月十五日付の質問状に対し  
て左記の通り回答いたします。

### 記

現在の激動する大学問題のなかにあつて、  
大学の自治と学生の自治が深刻に問われてい  
ます。本学としても自己改革を全学的に取組  
む必要があると考えますが、学生諸君がその  
名にふさわしい学生自治を確立されることを  
期待し、質問に答えたいと考えます。

1 学友会主催の学生集会への参加について  
学友会中央委員長名をもって去る五月六日  
付で五月九日の大衆会見の要請がありました  
ので、部長会に諮り出席することを決定しま

した。当日、去る四月二十五日の学生大会を  
無効とする学生集会があることはビラ等で事  
前に承知していましたが、本学においてはい  
かなる団体の集会であってもその条件が満た  
されているならば、それを承認するという原  
則に基いて学友会の集会を認め、その質問に  
答えるため参加しました。したがって、質問  
にある特別の意図はありません。また、大学  
が公式に学生諸君と話し合う機関は諸君の自  
治機関の代表者であることは諸君も理解され  
ると存じます。

#### 1 神学館封鎖について

現在、神学部自治会の決定のもとに神学館  
無期限封鎖が行なわれていますが、問題の解  
決のために神学部教授会において努力を継続  
中であります。

#### 1 四月二十五日の学生大会について

かつて大学は学生大会のあり方等について  
学友会に助言し、当時、学友会も学友会規約  
改正について委員会を設置し自主的に検討を  
進めたことがあります。したがって現在問  
題となっている学生大会等についての学友会  
規約の不備に関して学生諸君が学生自治の問  
題として自主的に検討されることを期待して

います。また、大学内において暴力、あるいは  
封鎖等によって大学の教育と研究が阻害さ  
れることは誠に悲しむべき事態であり、大学  
自治の原則においておよそ大学にある学生、  
教職員の総意のなかで自主的解決の途をはか  
るべきだと考えます。

五月二十六日 二部学友会から再度、大学  
評議会に対して大衆団交の要求書(省略)が  
だされ、さらに全学連支持自治団から次の公  
開要請文が提出された。

### 公開要請文

昭和四十四年五月二十六日

同志社大学遠藤汪吉学長代行殿

全学連支持自治委員団

代表 青木 英利

現在、政府文部省は「大学紛争收拾臨時措  
置法案」を国会に上程し、この法案を強行に  
可決せんとしています。そもそもこの法案は  
「全共闘」と称す一部暴力学生集団の学園内  
外における蛮行を口実にしたものであり、そ  
の内容は「紛争收拾」に名を借り、大学にお  
ける学生・院生・教職員の研究活動を含む民

主的権利を奮いさり、大学を政府文部省の統制の下におき、自分たちの都合の良い大学にしようとするものであることは明らかであると思ひます。このことはさらには戦前の京大滝川事件後に見られたように、教育研究の軍国主義化・国家統制、全面的な軍国主義復活をたくらんだものと言えます。また法案の中に述べられている「学園紛争」について言うならば、私たちは現在の学園における諸問題の根源は、一言で言うならば、現在の政府文部省の反動的な文教政策と貧困な大学予算にあるものと考えます。したがって、これと対決なくして真に大学を民主化することはできない。ましてや、一部暴力学生の主張するような「教授会」論では解決はおろか本来共に学び、たたかうべき教員、職員と学生の間に分裂を持ち込み、ますますたたかひを困難にするもの以外何者でもないと考えます。

私たちは現在出されている、戦前の「治安維持法」の現代大学版とも言うべき、この法案は、その内容、背景から考えて見るならば当然、大学をあげてたたかう必要があり、さらに学内外の広範な民主勢力とも固く団結してたたかう必要があると考えております。ま

た、このことは過去三度にわたり出されてきた「大管法」を粉砕してきた私たちの貴重な経験でもあります。

以上のことをふまえ、私たちは遠藤学長（代行）ならびに各学部長、教授会に対し次の3点を要求します。

1 同志社大学・教授会として「大学立法」に対し明確に反対を表明すること。

2 五月三十日を「大学立法」について全学一斉討論日とするため、平常の全講義を討論にすること。

3 そのための資料（文部省二法案）を当局が責任を持って全学生に配布すること。以上の三点について討議し、ならびに各教授会において決定し、「大学立法」粉砕のため、全大学の団結を勝ちとるべく行動されることを要請します。

最後に、私たち全学連支持自治委員団も、諸先生ならびに同志社大学のすべての人々と固く団結し、たたかうことを明らかにしておきます。

五月二十七日 文学部長および教育学専攻教授と教育学専攻大衆討議実行委員会とカリ

キュラム問題を中心に討論がおこなわれ、次の確認書がかわされた。

#### 確 認 書

昭和四十四年五月二十七日  
教育学専攻大衆討論実行委員会殿  
学長代行 遠藤 汪吉

#### 確認書

1 闘争宣言の内容に関して、期日までに回答を怠ったことは弁解の余地がなく自己批判します。

2 一年から四年までのゼミ体制確立に関しては、誰がどのように確立していくかという点において具体的なヴィジョンを持ち合わせておりません。

3 ゼミ体制確立にも関係した問題として、カリキュラム自主編成権・教員人事権を学生がどのような形で保持するかという問題がありますが、この点に関しても具体的なヴィジョンを持ちあわせておりません。

4 教育心理学実験室に関しては、田辺町ではなく今出川キャンパス内に、実験室がとりこわされる日までに新しい実験室を作ります。

5 大学における教育・学問の変革を弾圧してくる大学立法には反対であり、反対声明だけでは解決しないと思いますが、具体的な行動形態についてはまだ考えついておりません。

6 以上の問題は教育学教室、あるいは同志社大学が戦後三十数年間行なってきた教育や学問の内容そのものとも関係した重大な問題であり、今後も大衆団交を通してこれらの問題を解決していくことを確約します。

7 次回の大衆団交は六月上旬に行なうのに同意し、参加します。

さらにその後、教育学専攻の教授から、教育学専攻新カリキュラムの作製についての次の提案が出された。しかし学生はこの提案には批判的である。

教育学専攻新カリキュラムの  
作成についての提案

1 新カリキュラム案の作成

(イ) 教育学専攻のカリキュラムに学生と教

師両者の創造的意見を充分に結集するた  
めカリキュラム委員会を教育学専攻内に  
設ける

(ロ) 委員会は学生代表四名と教師代表二名  
で構成する。

(イ) 委員会は新年度一年から実施のため新  
カリキュラムを作成する。

2 新カリキュラム案の取扱い方

(イ) 委員の作成した新カリキュラム案は教  
育学専攻の学生全部と教師全部とに同意  
を求める。

(ロ) 同意を得た新カリキュラム案はそのま  
ま教育学専攻案として文化学科教授会と  
文学部教授会に提出し、その承認を求め  
る。

3 新カリキュラム科目担当者の決定

(イ) 教授会の承認を得た新カリキュラムの  
実施に必要な科目担当者の案はカリキュ  
ラム委員会で作成する。但し、科目担当  
者の選択は教育学専攻内で決定立案でき  
る範囲内において行なう。

(ロ) 担当者についての案は学生と教師全部  
の同意を得たのち、文化学科教授会と文  
学部教授会に承認を求める手続きは前述

の新カリキュラム案の場合と同様に行な  
う。

五月二十九日 二部学友会の大学評議会と  
の大衆会見要求に対し、大学評議会は、三十  
日これに反対する旨回答した。

この日、大学院闘争委員会から、次の公開  
質問状がだされた。

公開質問状

昭和四十四年五月二十九日

同志社大学遠藤汪吉学長代行殿

同志社大学大学院闘争委員会

代表 鈴木 慶正

現在、同志社大学院は総体としての意志表  
示の機関を有せず、また、無原則的統一が現  
体制への補完物ではないことから、我々は  
去る三月、真に闘うものの運動体としての大  
学院闘争委員会の結成を決意した。

現在、同志社大学院は実質的に体制内  
的大学の推進的役割を担っており、かつ同志  
社大学院生連絡協議会なる不特定集団の  
主張する「院生の研究条件の改善」なるもの  
は、自らの存在に対する何らの否定をも有せ

ずに、特権意識の産物である「院生の研究条件の改善」が学部生への収奪の上にならぬか成立し得ない事実を、制度的保証によって合理化せんとするものである限り、我々の運動はかかる大学院の否定、自己の存在根拠への否定的問いかけとして続けられねばならない。神学研究科のカリキュラムを契機とする闘いが、今や学部学生と共に「神闘委」を結成し、大学当局に攻撃の刃を向けている。我々院闘委は、速藤学長代行に以下の質問を提出する。

1 現在、政府自民党により一連のいわゆる大学立法、大学秩序法が提出・実施されようとしている。これは明らかに日本帝国主義のアジア覇制の新たな前進基地としての沖繩の確保と、それを保証せんがための七〇年安保改定へ向けての国内治安対策Ⅱ思想弾圧を意図するものである。この我々の見解に対し、学長代行はいかなる視点を持ち、かつ現実に関し、それに対応をせんとするののか。

2 先般一部全学闘との団交において暴露された田辺町移転問題に関して、制度的に保証されていたはずの大学の自治Ⅱ教授会自治という体制内の公式すら崩壊していると

いう事実に対し、また、田辺移転それ自体が資料に明らかなくとく近鉄資本等の癒着の下に一層強固に現行大学を資本の論理に組み込み、体制的に学問と学問主体の下に容認されていた学問Ⅱ技術の相対的独自性をも否定するものとして資本制下の教育工場化に他ならないという事実に対しいかに考えるか。

3 昨年来大学院大学構想が政府およびその下部機関により提起されているが、現在の同志社に設置されている大学院に対し、学長代行はいかなる見解を有するののか。すなわち、同志社における大学院設置の理念とは何か。且つまた、現在の大学院が学部学生への収奪の上にならぬ、その存在意義を見出しているという現状を学長代行はいかに理解するののか。さらに大学院大学構想と時期を同じくして、同志社大学院審議会がその名称を大学院委員会と改称し、その構成において教務部長を加える等の改定を計ったのは、いかなる事由によるものか。以上の三点の質問事項に関して、同志社大学院設置の最終的責任者である学長代行に対し六月三日午後一時、神学館正面ロビー

における大衆会見において学長代行自ら明らかにされんことを要請します。なお、大衆会見の可否の回答を六月二日正午までに文書で提示されんことを要求します。

五月三十日 文・法・商・工の各学部長、教授会メンバーと各学部自治会、各学部共闘との大衆会見が各学部ごとにおこなわれた。これらの集会の終了後、延期になっていた二部学友会と学長代行および大学評議会メンバーとの大衆会見がおこなわれ、次の確認書がかわされた。

#### 確 認 書

昭和四十四年五月二十日

二部学友会中央執行委員長

新谷 富男殿

同志社大学学長代行

評議会議長 遠藤 汪吉

1 中教審答申、大学治安立法に対する見解と具体的行動について

すでに大学治安立法に反対する態度を示してきている。

臨時措置法案の成立の前提、その今後の展開についても徹底的に、そして早急に結論をだしながら反対のとりくみをしてゆく。

## 2 田辺町移転に関する見解

評議会決定により、同志社大学田辺町移転に反対する。

## 3 経理全面公開について

大学の全面経理公開については、六月二日に二部学友会に手交する。

六月三日 文・法・経・商・工の各学部長、教授会メンバーと各学部別の闘争委員会との大衆会見が開催され、その大学立法反対行動の一環として全学封鎖をおこなうとの方針のもとに、弘風館、至誠館、明德館（学生部、就職部をのぞく）、および寧静館研究室を封鎖した。

六月四日 三日の封鎖拡大により今出川キヤンパスでの講義はほとんど不可能になったため学生に対して「原則として封鎖された建物の講義は休講とする。今後の措置については各学部の掲示板を注意するように」との公示を学長代行よりなされた。

五月九日の確認書、および五月二十二日の大衆会見の際の確約にもとづいて、この日、理事会メンバーと全学共闘との大衆会見が明德館前において開かれたが、田辺問題にはほとんどふれられず、大学立法反対の具体的方策をめぐっての問題、および香里中高における生徒の政治活動の問題に討論が集中した。

同夜、全学闘によってさらに致遠館の一部が封鎖され、全学闘争委員会により次の「闘争宣言」が公示された。

### 闘争宣言

古い体制の枠を打ち破り、新しい未来社会に向けた革命的闘いの第一歩が同志社においても踏み出されようとしている。荒れ狂ういかなる反動と反革命も、この生き生きとした歴史への第一歩を押しとどめることはできないのだ。われわれ全学闘争委員会のもとに結集する闘争委員会は、自からの内に新たなる人間性と未来社会を展望していく共同体の内実を含んで闘の烽火をあげた。

われわれは、何ものにも屈しない力と何ものにも劣らない創造力で、この腐敗しきった

大学と市民社会とブルジョア独裁国家を粉砕しつくし闘い抜くことをここに宣言したい。これまでの数度にわたる学長代行団交、教授会団交で、当局、教授会、そして教授諸個人までが国家権力の前には一切無力であるし、また、まさに無力であることによって権力に迎合しようとするその反革命性を全ての学友とともに認識してきた。その認識をまさに実体的な変革運動へと高めなければならぬ。

しかし、その変革対象が単に教授諸個人か、あるいは一般的教授会機構か、あるいは、大学制度にのみ求められるものでなく、むしろ、そのような諸個人のあり方諸機構のあり方を形成しているブルジョア国家の存在そのものへと向けられなければならないことは自明であるだろう。われわれの封鎖闘争はあくまでブルジョア国家権力総体と、その方向性に向けられたものであり、教授会への怒りや大学への怒りの表現としての封鎖闘争ではないということを明らかにしたい。

それ故、現在の明德館、弘風館、至誠館の封鎖は必然的に全学封鎖闘争として資本主義社会内でブルジョア支配機構の一環に組み込まれ、ますます、反革命的に再編されよう。

する大学の存在そのものをわれわれの未来に向けた闘の中に組み込んでいくことによってブルジョア国家権力と対決し、そして、打倒していく闘として実現されていかなければならないと考える。そして、その闘いの実現は、独占ブルジョアジーによる帝国主義国家権力の拡大と強化、その路線へ対決することによってなされなければならない。すなわち、東南アジア侵略反革命戦争の準備と、そのための国内の反革命的再編への対決である。その一連の内容が七〇年安保体制の強化、沖繩返還、ASPAAC会議、愛知訪米、佐藤訪米などの日米交渉、自衛隊の拡大強化、大学治安立法、中教審答申としてあるのである。

そして、このことの表現のため政府ブルジョアジーは、これまでの議会制民主主義という支配形態をむきだし暴力行使による抑圧体系におきかえ、新たな上からのファシズムの支配を開始しはじめているこれへの対決は、形式的民主主義や、あるいは民主主義、を守れという運動だけでは、一切無力であり、また、それ故にこそ反革命的であるのだけれども、直接的にしかも現実的に進行して

いる権力実体との対決を具体的になきない限りだめなのである。

われわれは封鎖闘争を媒介として自からを新しい未来を切り開く共同体的主体としてうち固め、バリケードの内から街頭に向けて進撃する攻撃的闘争を形成していくだろう。

封鎖によって日常的利益がそこなわれると考えている学友諸君、それでは諸君は現実の市民社会内で自分自身を全面的に保障されているであろうか。いや、むしろ、個的主体として膨大な市民社会のあつれきに切りさかれて毎日があつておられると思う。しかし、自からのブルジョアの未来を捨ててまで、そうしてまで闘う必然性と現実的現実性とは与えられないが故に、諸君らは闘争に立ち上がれなかったり、あるいは、敵対したりせざるを得ないのだ。

われわれは、その不安とあせりを闘争委員会の形式と全国学園闘争の連帯と全学連反戦青年委員会の安保闘争との連帯の中ですくなくとも勇気を与えられわれわれの未来を切り開いてきている。

われわれは諸君と本当は連帯できるのであり、どんな小さな矛盾からでも闘争に決起し

ようとしているなら、われわれ全学闘はそれを受け入れる広さを有していることを明らかにしておきたい。

七〇年安保粉砕!!

ASPAAC川奈会議粉砕!!

大学法案立法粉砕!!

封鎖闘争を全学無期限封鎖へと高めあげ

同志社を安保粉砕の拠点とせよ!!

全ての学友は闘争委員会を形成し未来社会を展望する共同体の内実をうち固めよ。

一九六九年六月四日

全学闘争委員会

六月六日 ASPAAC粉砕全関西労学総決起集会の一環として、明徳館前で同志社集會が開かれ、その後、数百名の学生がバスに分乗して御堂筋デモに出発した。

この日学長代行と大学院闘争委員会とのはなしあいがおこなわれる予定であったが、院闘委から次の「会見拒否宣言」がとどけられた。

同志社大学学長代行  
昭和四十四年六月六日

遠藤 汪吉殿

同志社大学院闘争委員会  
宣 言

六月三日の学長代行との団交において、次の諸点が明らかとなった。すなわち、学長代行は大学院設置に関する何らの理念をもたないことを公言し、しかも、そのことを永遠不変の真理として、権力支配の最高機関にあって押しつけていることに、研究者として何らの自覚をもっていない。ここにわれわれは学長代行の犯罪性を告発し弾劾する。

また、六月二日の教務部長との団交において明らかにされたように、同志社官僚体制にわれわれが自らを売り渡さない限り、当局と一切の交渉が不可能だという現時点において、たんなる改良主義的ポーズの話し合いは、何ら意味をもたないことを確認する。

以上の諸点をふまえて、大学当局は、われわれにとってあらゆる意味での明白な敵対者ではないことをここに宣言し、六月六日午後一時からの学長代行から要求のあった学長代行との会見を拒否する。

六月七日 文学部教授会メンバーと文学部

共闘委員会との団交がおこなわれたが、団交終了後、文共委の学生により文学部事務室、および寧静館二階以上の教室への封鎖が拡大された。なおこの封鎖拡大に対して教育学専攻闘争委員会から「七つの封印」と題する文書が掲示された。

### 七つの封印

教育学闘争委員会によるN四階バリケード封鎖に対して、疑問を待たれる諸氏は、次の七つの封印を自らが解いた後、教闘委に異議を提起せよ。

第一の封印 学術研究主体たる汝は、汝の戦前、戦中における日本のファッショ化と戦争国家化をなぜに阻止し得なかったかということを経括し、戦争責任の自己批判を行なうべし。

第二の封印 戦後二〇数年における教育反動化を根底的に阻止し得ず、今また、大学立法に対する具体的な対応策を提起し得ない汝自身の戦後責任の問題を厳しく自己批判すべし。

第三の封印 学術研究主体として客体世界に対してどのように実践的関係態度

をとりむすんでいるかを具体的に表明すべし。

第四の封印 歴史的に社会的に犯罪性を帯びた教授、実体的理念もなく空洞化した教授会、学生に対し専制的支配関係を絶えず再生産し、骨化させてきたカースト||ギルド制としての教授会権力の解体粉碎の叫びに対し、汝はいかなる主体的な応答がなし得るか。

第五の封印 大学立法に対し汝は、いかなる具体的な実践||行動形態を決断し選ぶか。

第六の封印 批判の自由、思想の自由、そのものが教授会に属する学問研究主体にとって、どのようなものであるかを各自主体性の概念に即しながら明確に述べるべし。

第七の封印 教育学専攻闘争委員会による七項目要求について創造的な回答を述べるべし。

以上を解かぬ限り入室まかりならぬ。

教闘委

六月十一日 「裏の息子達、娘達」と小野哲教授（法学部）ゼミ等の学生たちによって、クラーク記念館がペーパー・バリケードストとして封鎖された。

六月十二日 大学院闘争委員会により啓真

館が封鎖された。

六月十四日 工学部の教職員学生による討論会が予定されていたが、実行委員会から次の声明がだされ中止された。

#### 大学立法に対する工学部

##### 討論抗議集會中止声明

すでに予告していた「大学立法」に対する工学部討論抗議集會は次に述べる事情によって中止せざるを得ないという結論に達した。

この集會は去る六月三日の工学部の自治会と教授会団交の場において、実行可能なもの一つとして教員側より提案されたものであったが、この集會の成立には工学部を構成する各層の合意が必要である。

したがってこの集會を実施するに先立つて、実行委員を教員(三名)、職員(一名)、大学院生(一名)、学部学生(二名)から選び集會の運営について具体的に検討することが合同教室會議で決められた。この結果、教員、職員、院生からの実行委員は選出されたが、学部学生からの委員は出されなかった。学部学生の委員一名の選出は工学部自治会に対し

て依頼したが自治会としては現時点における団交その他の行動を通じて提起されている問題は自治会によってでなく、あくまで工学部闘争委員会(以下T委と記す)によって行なわれているから、委員はT委から出すべきだとする意向が伝えられた。

われわれは手続上、工学部自治会がT委に選出を委任することになればT委メンバーが実行委員になることは可能と考え、T委と接触を試みた。T委は、実行委員の構成について合同教室會議で決められたものを拒否するとともに、別の提案を行ってきた。この提案の可否についての決定は、われわれが合同教室會議から委任された権限の範囲を越えるので実行委員会の成立が不可能となった。したがって、現在の状態で集會を開けば工学部構成員のうち重要な意見を持つ部分の不参加となり、実質的に学部あげての集會の意味をなさなくなるのが自明となった。工学部、構成員各々におかれては、以上の現実を把握され今回の学部集會開催中止という結論を諒承されるよう望む次第である。

なお、このような事態に至ったことがわれわれの立法反対の態度の弱化を意味するもの

ではないことを確認するとともに、工学部構成員全員によって現在提起されている大学をめぐる諸問題に積極的に対応し、本学ならびに本学部の未来像をさがし求める具体的努力が続けられるであろうことを記しておきたい。

ここに抗議集會で提案されるかも知れなかった声明文の前文(原案)を付記して態度を明らかにし、今後の行動に対する出発点としたいと考える。生れることのなかった集會對する多くの方々の努力の今後における結果を期待する。

六月一十四日

集會実行予定メンバー

卜部泰正、加藤憲一、横山卓雄

この日、工学部共闘委員会は理科学館を封鎖、さらに小野哲教授ゼミの学生たちは、聚芳館二階へパーパスを拡大した

六月一十八日 文学部英文科教授会と英文共闘委員会の団交がおこなわれ、各教授の教育にたいする姿勢や、教授会解体などについて議論が集中した。

六月十九日前川教授(商学部)ゼミの学

生によってランチ小集会在新町校地で開かれ、その後、前川教授をはじめ約一〇〇名の学生が市役所までデモをおこない市民に大学立法反対のアピールをおこなった。

六月二十五日 商学部教授会と商学部共闘委員会との団交が開かれ、確約書がかわされた。

なお商学部教授会では、大学改革のための商学部試案をつくることとし、小委員会を設けて検討をはじめることとした。この日、文学部教授会と文学部共闘委員会との団交が開かれ、確約書がかわされた。この団交終了後、宗教センターの国文専攻研究室が文学部共闘委員会の学生によって封鎖された。

六月二十七日工学部自治会、および工学部闘争委員会は、先月来工学部教授会に対して「大学立法に対する具体的反対運動の方法について」教授会と学生との話し合いの場を要望していた。この要望に対して、上羽工学部長は次の回答をだした。

#### 工学部自治会に対する回答

われわれは常にあらゆる機会を通じて学生諸君の意志とその表出を理解し、本学の教員

として、また社会人として許される最大限の範囲でそれを認めて行きたいと願っており、す。個々人相互の理解と親愛こそが民主主義の第一前提であると確信するからに外なりません。

さて五月三〇日の工学部自治会との会見に際し、現国会で審議されようとしている「大学の運営に関する臨時措置法案」に対する具体的反対運動について工学部教授会の見解を求められましたが、大学立法の問題は教授会自身としても真剣に考えるべきであるとの認識のもとに翌五月三十一日の臨時合同教室会議において、この問題を取り上げました。

ここで行なわれた討論に基いて以下の見解をのべます。

。まず工学部教員の大多数は大学立法に反対であります。

その主な理由は、

- 1 いやしくも立法なるものは広範な民意の中に醸成されたものに基き、しかもこの上なく慎重な審議を通じて行なわれるべきものであります。短期間の草案作成それにつぐ急速な上程などは極めて不備な法の発生をもたらすものと考えます。

2 法案は基本的に当事者の意見を充分反映して作成されるべきであるに拘らず、本法案の場合大学人の世論を殆んど無視しております。

3 本法案は紛争を抑えることのみ重点を置いており、その根本にあるものの解決を志向しているとは思われません。

4 紛争の定義が不明確であり、拡大解釈が推定されるばかりでなく、加うるに学長、文部大臣に実権を集中することによってその收拾をはかろうとしていることは、小多数意見の無視につながり、ひいては学問の自由を侵害する恐れがあります。また文部省、大学審議会の権限の規定のない点も憂慮されます。

(もっとも大学内部にも自由の拘束や、自治能力の欠除等が見られることは深省を要し、また人間は高い次元のものであり、政治は心の動きまで拘束するものでない筈であるなどの意見のあったことも附言して置きます。)

。つきに大学立法に対する具体的反対行動であります。大学立法が大学人自らの将来

を規定する法律案であることから、それだけの観点から相応の方法によってその態度を表明することが必要でありましょう。意見交換のあったもののうち実行可能と考えた方法に次のものがあります。

- 1 大学問題、立法問題省察週間の設定
- 2 ゼミごとの討論集会
- 3 グループごとの討論集会
- 4 学部単位の討論抗議集会
- 5 全学集会(ただし、全学的に歩調がそろった場合)
- 6 署名、声明、請願

(なお教員の大学問題研究会も必要)

さしあたっては、上に示した方法のうち早急に実行できる何れから討論を盛り上げてゆき、その態度の中から真の民意を醸成してゆくことが最大の要点と考えられます。なお全教員はさらに有効な具体的民意反映の方法を検討する熱意をもっていることを附記します。

一九六九年六月三日

工学部長 上羽 創

これに対し工学部自治会および工学部闘争

委員会は、次の団交要請書をだした。

昭和四十四年六月二十七日

工学部教授会殿

工学部闘争委員会

委員長 鍋島 満

工自委員長 石原 繁光

工学部教授会団交要請書

私達、工学部闘争委員会は、五月以降とりわけ、大学立法が具体化される段階におよび七〇年安保粉砕、大学立法粉砕の闘いを取り組んできました。そして数度の学部長団交や学長代行団交、理事会団交等を経る中で、大学当局の無方針さを認識し、六月三日以来学園の封鎖闘争で安保粉砕、大学立法粉砕の闘いを、全国学園闘争と連帯し、私達自身の手で切り開いてきました。その間工学部闘争委員会の旗のもとに結集して来る学友と共に幅広い闘いを追求しております。

しかし私達のこの様な闘いにもかかわらず各学部教授会(工・法・経)当局は、一切大学立法や七〇年安保の問題、そしてわれわれの闘いに対し何らの見解も明らかにせず今日に致っております。従って私達は、工学部教授会が見解と闘いの方向を明らかにされるべく

教授会との大衆団交を要請します。

1 日時 昭和四十四年七月二日

正午より

1 場所 神学館前

六月三十日 西村経済学部長は、次の声明をだし、六月三十日から七月八日まで、通常の講義を大学立法と大学問題に関する討議にふりかえることを呼びかけるとともに、夏期休暇中に経済学部改革のための一步をふみだすことをおおよげにし、教職員学生の積極的な理解と協力を要請した。

声 明

経済学部教授会は六月三十日より七月八日に至るまでの九日間、通常の授業を一時停止し、大学立法への抗議の意志表示をすともにも、この間これにかえて大学立法と大学問題に関する教師と学生によるクラス討議を行なうことを全員一致で確認した。

それはわれわれが教育の場と研究者の立場を放棄したのではない。むしろ教育と研究の将来を憂うるが故に、暫時従来の日常的権性を切断し、教育と研究についての基本的考察

を深めながら、教育的見地から大学立法不要の立場を主体的に固めようとするのである。

経済学部教授会が目下国会審議中の大学立法に反対する所以は、大学が社会に対する良心的批判者であり、さらにまた前望的推進者であるという大学本来の使命と機能を決定的にそこなうものであるからでもある。そして現在のいわゆる「大学紛争」がかりに大学立法によって「正常化」することがあったとしても、そこに残されたものがはたして大学の名に値するものであるかどうかを疑うからである。

このためわれわれは学生諸君から純粹かつ荒々しくつきつけられている課題にも答えつつ大学人としての本来にたちかえり、自らの手により「大学問題」の所在を究明しなければならず、大学のあり方そのものをその原点においてとらえ、今日にみる大学の停滞と混乱の根源をとり除くための努力を決断しようとするのである。

こうした方向を見失なう時、われわれは依然として外部の力により自らの問題を解決するという懶惰と逃避のそしりをまぬがれることができないばかりではなく、それこそが大

学立法を是認し、それにすぎりつこうとする態度につらなるのである。

すなわち大学問題への原則的取組みこそが大学立法反対のための他の側面となるとすれば、いまやわれわれは学問の府の住人たるにふさわしく、科学的分析や学生と教師との人間的交流を通じて永年の宿弊をその根底から問い直す大学改革の起点に立ちもどらなければならぬ。

経済学部教師団はそのためにまたこの九月間につづく夏期休暇中、通常の業務の大部分を一時中断し、経済学部改革のための困難な事業にその第一歩をふみ出すことをここに声明する。

経済学部のすべての学生諸君と教職員一同による積極的理解と同志的協力を切望する。

一九六九年六月三十日

同志社大学経済学部長 西村 豁通

七月一日 六月二十七日付工学部教授会に對する工学部自治会、工学部闘争委員会からの団交要請について次の回答がだされた。

工学部自治会・工学部闘争委員会の

「団交要請書」に對する回答

六月二十七日付で提出された工学部教授会との団交要請については、六月三十日の合同教室会議について真剣な検討を行なった。

その過程で明らかになったことは、工学部教員の中には「団交」を辞さぬ意志を持つ人も少なくなかったが、大多数の共通意志は、申し込み書の趣旨や広範の大学問題について「団交」でない別個のより少人数の形態での論議を持ち、さらに夏期に向つてのこれらの問題の考察を精力的に深めてゆく前段階とすべきだとするにあつた。

したがって別紙のような工学部声明を行ない、現時点における合同教室会議の見解を明らかにするとともに、加えて学生諸君に討論集会その他の提案を行なった次第である。工学部自治会（および工学部闘争委員会）におかれても、この提案の集會に積極的に参加され、みのあるものにされるよう期待する。

一九六九・七・一 工学部長

さらにこの日工学部は次の声明をだし、七月二日から八日までの通常の講義を、大学立法、および大学問題などの討論にふりかえることを明らかにした。

政府は六月二十四日「大学の運営に関する臨時措置法案」について、国会で趣旨説明を行った。田中自民党幹事長は「大学法案は今国会での成立を期する。成立できない場合、臨時国会を召集してもやるという気構えで臨む」と語ったと云う。我々はすでに六月十四日、工学部教授団の名をもって、大学立法に反対する声明を行なった。大学内の世論を無視した上程とそれにつづく審議開始に対して我々は抗議する。

本学においても、校友会・全学斗争委員会を中心にして、六月三日以後、大学立法反対・安保反対のバリケード封鎖がつづいている。このバリケード封鎖によって、本学の通常の講義の一部は継続不能となっている。ここ一カ月のバリケード封鎖は、大学立法反対の意味で構築されたものであるけれども、いろいろな問題を我々に対しても学生に対しても提起したと思う。現在の大学制度は、戦後既に二十年の歴史を持つがその間制度についても内容についても深い検討が行なわれなかつた事は事実であり、反省すべきこと、改革すべきことが多い。学生諸君の提起した問題

は、東大、日大をはじめとして、大学の本質にせまる部分も多い。現在では大学の本来あるべき姿を求め、また大学における学問、研究とは何かを本質的に検討するのによい機会であると思われる。こうした本質的な問題を無視して、大学の平常化のみを願うのは、大学の将来、日本の将来にとっても有益とはいえないだろう。その意味でも大学立法の廃案が望まれる。

大学の激動の時代に生を受け、しかも大学構成員の一員である立場で大学問題に対して苦しくとも、主体性のある具体策を生み出す責を荷わねばならぬと思う。

ここに工学部教員は、七月二日～七月八日の一週間、通常の講義を、こうした本質的な問題の討論にふりかえることにする。この一週間、工学部に籍をおく全ての人々とともに大学問題の討論を深めていき、今後の同志社大学のあり方を模索したいと考える。

一九六九・七・一 工学部  
△学生諸君へ▽

。この一週間、我々教員を含めた討論会に積極的に参加してほしい。  
。工学部の前期試験は当分の間行なわない。

。工学部では「大学問題検討委員会」をつくって、早急に大学制度、内容についての改革案をまとめていきたいと考えているがこの場合学生諸君からも建設的な意見を広く求めたい。この手続きについても後日発表する。

。七月二日～七月八日の間のその他のスケジュールについては、個別に掲示する。

七月四日 工学部教授会は、大学問題検討準備委員会を設け、工学部の将来の方向をさぐるために次の提案をおこなった。

工学部教職員・院生・学生の皆様へ  
△大学問題に関する提案の御依頼△

工学部教授会は、工学部が将来進むべき方向をさぐるために、大学の理念、管理、教育研究の各方面にわたって存在するさまざまな問題を検討する作業をはじめた。いうまでもなく、今日問われているのは大学の存在そのものの意味である。問題の根は深くかつ広い。その解決のためには長期にわたるねばり強い努力が必要であろう。私達は安易な改革案によって解決が可能だとは考えない。しか

しそのことは改革への模索が不必要であることを意味しない。私達は、精力的に討論を積重ね、基本的な方向を設定し、その方向にそつた具体案を一つずつでも提案し、実行して行きたい。常に修正の余地を残した柔軟な改革案を積重ねながら、あるべき大学の全体像を追求して行きたい。この作業を進めてゆく過程においては教員、職員、学生三者の間の不断の対話と相互理解が必要である。当委員会は大学並びに工学部に存在する問題を掘りおこして、方向をさぐるための準備作業を行なう任務をになっている。この作業が終り次第、早急に検討委員会（仮称）を発足させる予定である。私達は広く工学部の全成員から、自由にさまざまな問題点の指摘と提案がなされるよう期待する。

七月四日 工学部大学問題検討準備委員会

#### 記

- (1) 記名は望ましいですが随意です。
- (2) 教員、実習助手は所属系列の事務室に提案箱を備えますから投入してください。
- (3) 事務職員は工学部事務室で一括して集めます。

(4) 学生諸君の中・大学院、卒業論文生は各ゼミで一括して集めます。

(5) 一〜三年次生は各系列事務室の提案箱に投入するかもしくは郵送してください。  
(締切は一応七月十五日とする)

宛名は…同志社大学工学部 事務室気付

工学部大学問題検討準備委員会

七月五日 二部学友会から遠藤学長代行、小橋教務部長および各学部長あてに次の大衆会見要望書がだされた。

同志社大学学長代行殿

同 各学部長殿

同 教務部長殿

同志社大学二部全学闘争委員会

二部学友会

中央執行委員長 山本 茂行

#### 大衆会見要望書

我々が八項目要求を掲げ、田辺大同志社構想粉碎—大学立法粉碎—安保粉碎への学校当局の対応を五月十三日〜五月二十日〜五月二十二日〜五月三十日の段階で追求したが、学校当局は一切対応することは出来なかつた。

その様な状態の中で、有終館↓至誠館、無期限バリケード封鎖で斗う方向性を全学的に提示したにもかかわらず、学校当局は過去の総括を一切行なわず、新町に於ける振り換え授業をもって我々の斗いに敵対しようとしている。いかに卑劣な手段でもって授業、試験及びレポート提出を画策しようとも、我々二部全学闘に結集する二部学友によって断固阻止することをここに明らかにしたい。そして、授業、試験、レポート提出の犯罪性を学校当局はいかにとらえておられるのか、過去の厳しい総括をふまえ、我々に対して、具体的に見解を述べていただきたい。

よって我々は、七月八日午後六時より新町校舎の時計台下で大衆会見を行ないたい旨要望します。

七月七日 以上の要望書に対して、植田学生部長から二部学友会代表に口答で回答し、会見はおこなわないことを伝えた。

七月八日 神学部大衆討論集會がおこなわれ、学問論、大学論、教師論、大学立法問題などについて議論が展開された。